

## ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）について

### 1 事業概要

待機児童の保護者又は育児休業を1年間取得した後復職する保護者が、子が保育所等に入所するまでの間、本事業の参画事業者として都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を助成する。

#### (1) 本事業の対象となるベビーシッター利用の要件

##### ア 対象となる保護者

###### (ア) 待機児童の保護者

(イ) 0歳児で保育所等への入所申込みをせず、育児休業を1年間取得した後復職する保護者（育児休業満了者）

##### イ 対象となる児童

区市町村が本事業の利用を認めた0歳児から2歳児

（保育所等への入所が決定した場合、入所月以降は本事業の利用対象外）

##### ウ 提供を受けられるサービス

都が認定したベビーシッター事業者による当該児童の保育

※ ベビーシッター事業者は、都が認定した事業者の中から、利用者が選択

※ 兄弟姉妹の保育や送迎、家事援助等のサービスは対象外

##### エ 利用可能時間帯

保育所等の開所時間帯（※）に準じ、後日、都が設定する。

※ 例）日曜日・祝日・年末年始を除く、午前7時から午後8時まで

##### オ 利用上限時間

児童一人当たり1日8時間かつ月160時間

##### カ 利用者負担

1時間当たり250円（税込）

#### (2) 本事業に参画する事業者等の要件

##### ア 対象となるベビーシッター事業者

別添2「平成30年度ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）参画事業者認定基準」により、都が審査の上、認定した事業者

##### イ 従事するベビーシッター

以下の研修の修了者

(ア) 東京都の居宅訪問型保育基礎研修

(イ) 本事業のガイダンス研修

※ (ア) については、保有する資格等に応じ、一部科目の受講を免除又は補足研修の受講をもって代えることができる。詳細は、別添3「ベビーシッター利用支援

事業(ベビーシッター事業者連携型)に従事するベビーシッターの要件について」  
のとおり。

### (3) 利用料等の負担等

#### ア 利用料

1時間当たり2,160円(税込)を上限として事業者が設定する。

#### イ 助成内容

上記アにより事業者が設定する利用料のうち、(1)カによる利用者負担額(1時間当たり250円(税込))を除いた額を公費で助成する。

なお、利用料とは、純然たる保育サービス提供対価のことをいい、入会金、ベビーシッターの交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金及びおむつ代等の実費は含まない。

#### ウ 公費負担割合

(ア) 待機児童の保護者の利用分 都7/8 区市町村1/8

(イ) 育児休業満了者の利用分 都10/10

#### エ 公費負担分の精算

公費負担分(区市町村負担分を含む。)は、事業者からの請求に基づき、都から事業者に対して支払う。

なお、区市町村負担分は、都と区市町村との間で清算する。

### (参考) 本事業の概要図



## 2 留意事項

(1) 各区市町村の活用意向については、9月以降に情報提供を行う。

なお、事業の運用開始は、12月以降になると見込まれる。

(2) 本事業では、保育所等の代替として、1日最高8時間の保育を安定的に提供する必要がある。1(2)イに定めるベビーシッターの従事要件をはじめ、ベビーシッターの突発的な病気等の場合にも確実に代替保育者を派遣できるか等、本事業に参画した場合の現実的な対応の可否を十分に検討の上、応募すること。